

## 意見書案第 12 号

環境監視等委員会の透明性を確保し、辺野古・大浦湾の現地調査を行い名護市議会への説明を要請する意見書

環境監視等委員会は 2013 年 12 月に仲井眞前知事が普天間飛行場代替施設建設のため辺野古・大浦湾での公有水面埋め立ての承認に際し、留意事項として掲げられ、沖縄防衛局により設置されました。

これまで 4 回の委員会が開かれておりますが、審議は非公開で行われ、議事録は環境保護団体の再三の指摘により 9 カ月後ようやく公開され、その中で沖縄防衛局による委員会への説明資料の一部の改ざんがなされるという事態も生じ、委員会の透明性に疑問を抱かざるを得ません。

また、第 3 回の委員会では、アンカーの消失について、アンカーを大型化するのではなく、台風前にオイルフェンスを撤去するべきだと、一部委員からの指摘があったにもかかわらず、沖縄防衛局はアンカーを大型化し、サンゴを傷つけました。

また、現在、委員会は正確で十分な情報をもとにして、議論がされているとは言えない状況です。特に環境影響評価後に判明した科学的事実や、寄せられた専門家の意見が議論に反映されておらず、沖縄県が求める「環境保全の担保」としての役割を委員会が果たしているのか疑問です。

よって、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会に関し、下記の事項を要請いたします。

### 記

- 1 環境監視等委員会の透明性を確保するために審議を公開し、その議事録を速やかに公開すること
- 2 環境監視等委員会が、辺野古・大浦湾の海上及び海中の現地調査を行うこと
- 3 名護市議会に環境監視等委員会の役割、位置づけを明確に示し、審議の内容及び現地調査の説明を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 27 年 5 月 14 日

沖縄県名護市議会

宛先：防衛大臣、沖縄防衛局長